

事 務 連 絡

令和2年9月11日

園 長 各 位

長泉町こども未来課長

令和3年度からの育休退園の取り扱いの変更について

日ごろ、当町子ども・子育て行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、育休退園の取り扱いにつきまして、令和3年度（令和3年4月1日）から次のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

なお、貴園において保護者へご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

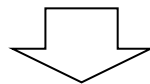
記

1 育休退園の取り扱い内容の変更について

- 令和2年度末まで（令和3年3月31日まで）の取り扱い

育児休業取得時に在園児が、

- 2歳児以下の場合は、一律退園
- 3歳児以上の場合は、在園児の卒園前までに育休復帰しない場合は退園



- 令和3年度から（令和3年4月1日から）の取り扱い

在園児の歳児に関係なく、出産後1ヶ月以内までに「育児休業取得時に既に保育利用中の継続利用願(作成中)」を町に提出して、継続利用が認められた場合は在園児の継続通園可能

ただし、出産後1ヶ月以内に提出が無い場合は、産前産後期間（産後8週の属する月の月末）終了後に退園となります

担当 長泉町こども未来課

こども保育チーム 長辺

電話 055-989-5528